

全建事発第 106 号

令和 8 年 1 月 5 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 今 井 雅 則
〔公 印 省 略〕

燃料価格下落時におけるトラック運送業の適正取引の徹底について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般の政党間合意に基づき、軽油取引税の「当分の間税率」は令和 8 年 4 月 1 日から廃止されることとされ、それまでの間は、軽油に対する補助金の引上げにより、「当分の間税率」が廃止された場合と同水準の経由価格の引下げ措置が講じられることとなります。

これらの措置による軽油価格の下落に際し、燃料価格の下落に伴う不適切な取引の発生を防ぎ、適切な価格交渉を促進するため、この度、国土交通省より別添のとおり要請がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

別添 国土交通省要請文

(担当) 事業部 三浦
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp